

入札参加資格登録業者遵守事項

豊中市総務部契約検査課

目 次

＜共通事項＞

1. 入札参加資格登録申込について	1
2. 関係法令の遵守について	1
3. 労働基準の適正化について	2
4. 入札参加及び応札について	2
I. 電子入札・紙入札共通事項	2
II. 紙入札	2
5. その他	2

＜建設工事に関する事項＞

1. 関係法令等の遵守について	4
2. 労働基準の適正化と労働災害の防止等について	4
3. 請負工事の施工について	4
4. 下請負人について	4
5. 建設資材等の納入業者との契約について	5
6. 工事車両の事故防止について	5
7. 建設業退職金共済制度への加入等について	5
8. 技術者の適正な配置について	6
9. 工事カルテの作成及び登録について	6
10. 経営事項審査の義務化について	6
11. 建設リサイクル法について	6
12. その他	6

＜測量及び建設コンサルタント業務に関する事項＞

1. 労働基準の適正化について	7
2. 委託業務の履行について	7
3. 再委託について	7
4. 業務カルテの作成及び登録について	7
5. その他	7

＜物品・業務委託・小規模修繕に関する事項＞

1. 労働基準の適正化と労働災害の防止等について	8
2. 物品等契約・業務委託・小規模修繕等の履行について	8

豊中市入札参加資格登録業者（建設工事、測量及び建設コンサルタント業務並びに物品・業務委託等）及び豊中市小規模修繕登録業者として、本市が実施する入札に参加し、工事（業務）を施工（履行）するにあたっては、下記の事項を遵守すること。

また、請負（受注）者は、これらの工事や業務に従事する者の雇用の安定と就労の促進を図るとともに、本市が支払う対価が、請け負った関係当事者に適正に支払われるようすること。

＜共通事項＞

1. 入札参加資格登録申込について

- (1) 本市の入札参加資格登録業者（建設工事、測量及び建設コンサルタント業務並びに物品・業務委託等）及び豊中市小規模修繕登録業者には有効期間があります。本市の入札参加資格登録業者の申込は随時受付を行っていないので、入札参加資格登録にあたっては、本市が定めた受付期間内に申し込むこと。
- (2) 入札参加資格登録申込時期等については、必ず、市広報誌「広報とよなか」や市ホームページで確認すること。

2. 関係法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、関係法令を遵守するとともに、入札・契約手続きにかかる本市規則等を熟知した上で、入札に参加すること。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等を遵守すること。
- (3) 入札参加資格登録業者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等を遵守すること。
- (4) 事業協同組合等は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）等関係法令を遵守すること。
- (5) 工事車両、工事資材及び物品等で使用する車両については、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づき、車種規制適合車等を使用し、当該車両には大阪府が交付する適合車等標章（ステッカー）を表示すること。
- (6) 入札参加資格登録業者が、関係法令を遵守しないなど、請負者として不適当であると認められるときは、指名業者として選定することを制限することがあります。
- (7) 入札参加資格登録業者としての自覚を持ち、豊中市暴力団排除条例等を遵守し、反社会的行為はもちろん、第三者から疑問を持たれるような行為は行わないこと。
- (8) 当市では、談合情報があった場合には、公正取引委員会に通報します。入札談合は、受注調整等の名目にかかわらず、独占禁止法、刑法、地方自治法で禁止されています。独占禁止法等に違反すると排除措置命令を受け、課徴金納付命令、懲役等の刑事罰、損害賠償、建設業法の営業停止処分、公共団体等からの入札参加停止措置等が行われ、またこれらが公表されますので、社会的信頼を著しく失墜されることになります。登録業者においては、独占禁止法等違反行為の防止のための体制作りを推進し、内外に徹底すること。

3. 労働基準の適正化について

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、すべての事業場で週40時間制に全面的に移行しています。工事の施工や業務の履行に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や一日の労働時間を縮減するなど、所定労働時間の週40時間制への円滑

な移行に努めること。

- (2) 労働者の雇用に当たっては、適切な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行ってください。また、その際には、健康保険、雇用保険及び厚生年金等に必ず加入し、労働者の健康保持、福利厚生の改善に努めること。
- (3) 労働者の賃金の支払いについては、毎月1回以上一定日に通貨で、その金額を直接、労働者に支払うこと。

4. 入札参加及び応札について

I. 電子入札・紙入札共通事項

- (1) 入札に参加するに当たって、設計図書等を熟知したうえで参加すること。
- (2) 入札参加に際し、本市から指定された方法（日時、期間等）で参加すること。
- (3) 連合（談合）その他の不正行為は絶対に行わないこと。また、入札に関して連合（談合）等による不正行為の疑いが生じた場合は、状況によっては中止とすることがあります。
- (4) 入札の辞退は自由です。辞退したことを理由に以後の指名等について不利益な取扱いを与えることなく、入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- (5) 入札に参加するに当たって、適切に積算を行ったうえで入札に参加すること。

II. 紙入札

- (1) 入札会場において私語等、入札の公正を疑われる行為は絶対に行わないこと。
- (2) 入札会場での喫煙・飲食（ガム等を含む）の一切を禁止する。また、携帯電話等の電源は切っておくこと。
- (3) 入札会場では入札執行者の指示に従うこと。
- (4) 入札時に、本市にあらかじめ届け出ている使用印鑑の持参ができないときは、委任状（受任者と委任者の双方が押印したものに限る）と委任状の受任者の印鑑（朱肉を使って押印する印鑑に限る）を持参すること。

5. その他

- (1) 市民からの信頼性を確保し、事業者の健全な発展を促すため、市（町村）税、府（都道県）税及び国税等を納付期限内に納付し、滞納を生じさせないこと。
- (2) 市へ届け出た入札参加資格登録の申込内容に変更が生じたときは、その都度、遅滞なく必要書類を添付した変更届により届け出ること。ただし、事業譲渡や会社合併等により申込内容の変更が生じた場合は、変更届を提出する前に総務部契約検査課に相談すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく手続き開始の申し立てを行っている者は、その旨を総務部契約検査課に届け出ること。
- (4) 落札後、定められた期日内に速やかに契約書等関係書類を提出すること。
- (5) 市の各種規則等は、市ホームページ（入札契約情報）で公表しているので、内容を精読し、誤りのないように努めること。
- (6) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

＜建設工事に関する事項＞

1. 関係法令等の遵守について

- (1) 公共工事の施工に当たり、請負者は、建設業法（昭和24年法律第100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等、関係法令を遵守すること。
- (2) 請負者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条に規定する一括下請行為に抵触する行為を行わないこと。

2. 労働基準の適正化と労働災害の防止等について

- (1) 本市発注の建設工事の設計に当たっては、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく大阪府の単価表等により積算しています。この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮に努めること。
- (2) 建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な賃金の支払い等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請と下請が一体となって仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うこと。

3. 請負工事の施工について

- (1) 工事等は、設計図書等に基づき、かつ、本市監督員の指示等に従い適正に施工し、工期内に完成させること。
- (2) 現場の安全管理には、特段の注意を払い、事故発生の未然防止に努めること。万が一、事故が発生した場合は、市発注工事、民間発注工事を問わず速やかに届け出ること。

4. 下請負人について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため下請契約を締結しようとするときは、国土交通省が定める「建設産業における生産システム合理化指針」を遵守すること。下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請諸関係の合理化に努めること。
- (2) 請け負った工事を一括して他の建設業者に請け負わせる一括下請負（上請を含む）は、建設業法で禁止されています。下請業者を使用する際は、一括下請負にならないよう十分注意するとともに、元請業者として下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めること。ここで言う、「実質的に関与」とは、単に現場に技術者を置いているだけでは、これに該当しない。現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、実質的に関与しているとはいえないでの注意をすること。
- (3) 下請負人との契約は、下請契約書等の書面をもって締結することとし、下請代金の設定等については、元請と下請が対等の立場で協議し、決定した上で契約を行うこと。また、二次下請以降も同様とするよう下請業者を指導すること。
- (4) 下請代金の設定や支払いについては適正に行うとともに、下請業者の倒産、資金繰りの

悪化等により、下請関係者の間で、請負代金や賃金の不払い、資材納入・リース・運送に係る代金の不払い等、不測の損害が生じないよう十分配慮すること。

- (5) 下請負契約を締結したときは、下請負人届を工事発注課に提出すること。また、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、写しを工事発注課に提出するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置くほか、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
- (6) 本市は市内業者の育成に努めています。工事の一部を下請業者に発注するときは、可能な限り、市内業者を選定するよう努めること。
- (7) 国土交通省が策定している「建設業法遵守ガイドライン－元請人と下請人の関係に係る留意点一」を遵守すること。
- (8) 下請負業者の選定に当たっては、業者間の事前の取引を容易にし、引いては談合に結びつく等、不要な疑惑を招く恐れがあるため、真に止むを得ない場合を除き、同一入札参加業者への下請（落札業者から他の入札参加者への下請）は極力避けること。
- (9) 下請代金の支払いについては、下請負人の経営の安定が阻害されるだけでなく、手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になるので、建設業法を遵守し、適正に行うこと。

5. 建設資材等の納入業者との契約について

- (1) 建設資材等の納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう、公正な取引を確保するよう努めること。
- (2) 建設資材等の納入業者との契約に当たっては、諸雑貨類（ガソリン・事務用文具・DPE等）を含め、可能な限り市内業者を選定するよう努めること。
- (3) 建設資材等の納入業者との契約に当たっては、公共工事における調達であることを十分に認識し適正な業者を選定すること。

6. 工事車両の事故防止について

- (1) 請負者は、工事施工中における安全対策措置など、災害及び事故の発生防止に努めること。施工中に災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、直ちに監督員等に通報すること。また、監督員が指示する様式に工事名、工事場所、事故概要（発生年月日、発生場所、内容など）を記載した書面を整え、監督員が指示した期日までに提出すること。
- (2) 工事関係車両の交通事故防止、建設機械の保管及び運行管理等を適正に行い、交通安全に対する管理を徹底すること。
- (3) 建設資材等の搬入に伴うダンプトラック等による過積載を防止し、そのための必要な措置を講じること。

7. 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業に従事する労働者の福祉の増進及び雇用の安定を図るため、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。なお、建設業退職金共済制度の対象となる事業主については、中小企業退職金共済制度等に加入するよう努めること。
- (2) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により本制度の促進に努めること。

- (3) 工事請負契約を締結した業者は、勤労者退職金共済機構の支部から「建設業退職金共済制度運用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図ること。
- (4) 下請負人の規模が小さく、この制度への対応が不十分な場合は、元請業者において可能な限り下請負人の事務の受託に努めること。
- (5) 一件当たりの請負金額130万円以上の工事請負契約を締結した場合、請負者は建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後に、建設業退職金共済関係提出書及び建設業退職金共済証紙貼付実績報告書を工事完成時に、それぞれ工事担当課に提出すること。

8. 技術者の適正な配置について

- (1) 技術者の配置については、「豊中市発注工事における技術者の配置等について」に基づき適正に配置すること。

9. 工事カルテの作成及び登録について

- (1) 建設工事の請負者は、受注時・変更時・完成時・訂正時の各時点における請負代金額が500万円以上について「工事カルテ」を作成し、工事実績情報サービス（CORINS）に登録するとともに、「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。

10. 経営事項審査の義務化について

- (1) 建設業法の規定により、公共工事を発注者から直接請負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。このことから、経営事項審査の有効期間切れの場合は、更新の確認がとれるまでの間は、入札に参加できなくなりますので、決算期ごとに必ず経営事項審査を受けること。

11. 建設リサイクル法について

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事については、同法第13条の規定に基づく書面等を監督員の確認を受けたうえで契約書に綴り込むこと。

12. その他

- (1) 本市が発注する建設工事は、対象金額を設定し電子入札システムによる入札事務を行っています。登録業者は電子入札システムに対応できる認証カードの取得や電子入札システムへの認証カードの利用者登録等、環境整備に努めること。詳細は本市ホームページにおいて確認すること。
- (2) 入札参加に当たっては、自社の手持ち工事の状況、配置が必要な技術者の状況、技術的な受注能力等を総合的に考慮して、適正な受注が可能な場合に参加すること。

＜測量及び建設コンサルタント業務に関する事項＞

1. 労働基準の適正化について

(1) 本市発注の測量及び建設コンサルタント業務の設計に当たっては、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく大阪府の単価表等により積算しています。この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮に努めること。

2. 委託業務の履行について

(1) 委託業務は、設計図書等に基づき、かつ、本市職員の指示等に従い適正に施行し、工期内に完成すること。

3. 再委託について

(1) 測量及び建設コンサルタント業務は、契約約款において再委託を禁止しています。再委託を出す場合は、発注担当課に再委任承認申出書を提出し承認を得ること。

(2) 再委託業者との契約に当たっては、公共調達における業務であることを十分に認識し適正な業者を選定すること。

4. 業務カルテの作成及び登録について

(1) 測量及び建設コンサルタント業務の請負者は、受注時・変更時・完成・訂正時の各時点における請負代金額が100万円以上について「業務カルテ」を作成し、測量調査実績情報サービス（TECRIS）に登録するとともに、「業務カルテ受領書」の写しを担当課の担当職員に提出すること。

5. その他

(1) 本市が発注する測量及び建設コンサルタント業務は、対象金額を設定し電子入札システムによる入札事務を行っています。登録業者は電子入札システムに対応できる認証カードの取得や電子入札システムへの認証カードの利用者登録等、環境整備に努めること。詳細は本市ホームページにおいて確認すること。

(2) 入札参加に当たっては、自社の受注状況や技術者の状況、技術的な受注能力等を総合的に考慮して適正な受注が可能な場合に参加すること。

＜物品・業務委託・小規模修繕に関する事項＞

1. 労働基準の適正化と労働災害の防止等について

- (1) 労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な賃金の支払い等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うこと。

2. 物品等契約・業務委託・小規模修繕等の履行について

- (1) 物品等の供給契約は、本市が掲示した仕様書等に沿って、適正な規格や品質の物品を調達すること。また、当該物品を調達するに当たり卸業者を活用する場合は、公共調達であることを十分に認識し適正な業者を選定すること。
- (2) 本市が指定した納期、納品方法、納品場所等を必ず遵守すること。
- (3) 本市が指定した物品等の規格及び品質並びに契約内容に、疑義が生じた場合は、必要に応じて、地方自治法、同法施行令、同法施行規則等、関係法令に従い、協議を行うこと。
- (4) 本市発注の委託業務は、契約約款において再委託を禁止しています。再委託を出す場合は、発注担当課にその旨を記載した書面を提出し承認を得ること。また、再委託業者との契約に当たっては、公共調達における業務であることを十分に認識し適正な業者を選定すること。

■ 豊中市総務部契約検査課

〒561-8501

豊中市中桜塚 3-1-1

☎ 06 (6858) 2075

FAX 06 (6858) 7225

令和8年(2026年)1月23日